議案第５２号

木祖村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

木祖村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別案のように改正する。
よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年　９月１０日　　提　　出　　木祖村長　奥　原　秀　一

令和８年　９月　　日　　議　　決　　議会議長　栗　屋　正　一

木祖村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

木祖村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成21年木祖村条例第21号の21の1）の一部を次のように改正する。

第11条中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

附　則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

木祖村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成21年木祖村条例第21号の21の1）新旧対照表

現行	改正後（案）
（村長が指示する多量の一般廃棄物） 第11条　法第6条の2第5項の規定により、村長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)・(2)　（略）	（村長が指示する多量の一般廃棄物） 第11条　法第6条の2第7項の規定により、村長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)・(2)　（略）